砥部町農林業振興協議会規程

平成 17 年 1 月 1 日
告示第 38 号

（趣旨）
第１条　この告示は、国の定める農林業振興に関する法令及び県の方針に基づき、砥部町における農林業振興促進に関する諸問題について調査研究を行い、農林家等の育成健全化と砥部町農林業振興の推進を図るため、砥部町農林業振興協議会（以下「協議会」という。）を設置し、その運営等に関し必要な事項を定めるものとする。
（協議事項）
第２条　協議会は、次の事項について協議する。
(1) 砥部町農林業振興の基本方針に関すること。
(2) その他農林業振興の推進に必要なこと。
（組織）
第３条　協議会は、次に掲げるものをもって構成する。
(1) 砥部町長及び農林関係職員
(2) 砥部町議会議長及び総務産業建設常任委員長
(3) 砥部町農業委員会長及び事務局職員
(4) えひめ中央農業協同組合東部営農支援センター長
(5) えひめ中央農業協同組合南部営農支援センター長
(6) えひめ中央農業協同組合砥部・宮内・麻生各支部長
(7) 伊予郡砥部町土地改良区理事長
(8) 砥部町森林組合長
(9) 愛媛県中予地方局農林水産振興部農業振興課地域農業育成室伊予農業指導班長及び砥部担当職員
(10) その他砥部町農林業振興協議会長（以下「協議会長」という。）が必要と認めた者
（協議会長）
第４条　協議会長は、砥部町長とする。
（会議）
第５条　協議会の会議は、会長が必要と認めたときにこれを招集する。
（参考人）
第６条　協議会は、協議事項について必要がある場合には、協議会長が指名した者を協議会に出席させ、説明又は参考意見を述べさせることができる。
（事務局）
第７条　協議会の事務局は、砥部町農林課に置き、協議会の運営等に関する事務を行う。
（その他）
第８条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は協議会長が協議会に諮って定めるものとする。

附　則

この告示は、平成１７年１月１日から施行する。

附　則（平成２０年１２月１５日告示第１２１号）

この告示は、平成２１年１月１日から施行する。

附　則（平成２５年４月１日告示第４０号）

この告示は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則（平成２６年４月１４日砥部町告示第６０号）

この告示は、公表の日から施行する。

附　則（平成２８年４月７日砥部町告示第６８号）

この告示は、公表の日から施行する。

附　則（平成２９年３月３０日砥部町告示第４８号）

この告示は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則（令和４年４月１２日砥部町告示第９４号）

この告示は、公表の日から施行する。

附　則（令和７年８月１３日砥部町告示第１６８号）

この告示は、公表の日から施行する。